



全ト協発第470号(環)

令和4年1月7日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



遠隔点呼実施要領について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、IT点呼（遠隔点呼）については、現行制度では輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所においてのみ実施が認められておりますが、国土交通省では令和3年3月に「運行管理高度化検討会」を設置し、遠隔点呼の対象拡大についての検討を進めてきたところです。

今般、同検討会が、遠隔点呼に使用する機器・システムの要件や運営上の遵守事項等を取りまとめたことを受け、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物課長の連名により、令和4年4月以降は、遠隔点呼については別添「遠隔点呼実施要領」に基づき取り扱うこととする旨通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所において認められている現行のIT点呼については、別添「遠隔点呼実施要領」の規定に関わらず、従前のとおり取り扱うものとされています。

つきましては、貴協会におかれましても本内容についてご了知の上、傘下会員事業者への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第137号の2
国自旅第393号の2
国自貨第91号の2
令和3年12月27日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長

遠隔点呼実施要領について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。